

# 足立区スマイルママ面接事業フローチャート

(※令和4年度版)

妊娠届出書または転入妊婦アンケートを区に提出し、**妊娠中に**、スマイルママ面接（区の保健師等の面接）を受けた方に、

**育児パッケージ（「こども商品券」10,000円分）**をお渡しします。※育児パッケージのお渡しには、医師から妊娠の診断を受けている必要があります。

母子健康手帳の「交付場所」によって、保健師等との面接・こども商品券お渡しの流れが異なります。下記チャートでご確認ください。

妊娠届出書（母子健康手帳を交付するための書類）はどこで提出する予定ですか？  
またはどこで提出しましたか？

区民事務所または  
足立区役所窓口サービス係（南館1階）

足立区役所保健予防課（南館2階）、中央本  
町地域・保健総合支援課、保健センター

他自治体ですでに妊娠届出をし、母子健康手帳を  
もらっており、足立区へ転入してきた

保健師等との面接は  
その日にはできません。

保健師等との面接が  
その日にできます！

妊婦さん本人が窓口に来て、区の保  
健師等との面接を受けられますか？

前住所地はどこですか？  
都 外      都 内

いいえ

はい

後日、妊婦さん本人と区の保健師等  
との面接が必要になります。

代理の方が窓口にお越しになる場合  
や、妊婦さんご本人がお越しいただ  
いた場合でも区の保健師等との面接  
を受けずにお帰りになられた場合  
は、後日、妊婦さん本人と区の保健  
師等との面接が必要になります。

妊婦さん本人が窓口にお  
越しいただき、区の保健師  
等との面接を受けられた  
場合には、「こども商品券」  
10,000円分をその場  
でお渡しいたします。

保健予防課・保健センター  
（区民事務所不可）で、ま  
ずは**転入妊婦アンケート**記  
入と妊婦健診票の手続きを  
しましょう。

母子健康手帳と、前住所地  
で交付された受診票をお持  
ちください。

\* 現在お持ちの都外自治体の  
妊婦健診票は利用できません。

保健予防課・保健センター  
（区民事務所不可）で、ま  
ずは**転入妊婦アンケート**記  
入と妊婦健診票の手続きを  
しましょう。

母子健康手帳と、前住所地  
で交付された受診票をお持  
ちください。

\* 現在お持ちの妊婦健診票はそ  
のまま利用できます。また、追加  
で超音波検査受診票等をお渡し  
できる場合があります。

妊娠届から約1~2か月後

面接について、管轄の保健センターからお電話でご連絡いたしますので、**面接日を予約**してください。

（連絡には、妊娠届出から1~2か月かかります。近日中に足立区外へ転出のご予定がある場合や  
出産予定日が近い場合は面接日程を調整しますので、管轄の保健センターへご連絡ください。）

面接予約日当日

母子健康手帳をお持ちいただき、面接を予約した保健セン  
ターへ直接お越しください。面接終了後、「こども商品券」  
10,000円分をお渡しいたします。